

1 「宮城県水産業復興プラン」の概要

本県では、「みやぎ海とさかなの県民条例」（平成15年3月20日公布）に基づく「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成16年6月策定、平成21年3月見直し）に基づき、水産業の振興に資する各種施策を実施してきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により本県水産業を支える沿岸地域が壊滅的な被害を受けたため、基本計画による施策の展開は事実上困難となりました。そこで、震災からの早期の復興に向けて、県では、平成24年10月に「宮城県震災復興計画」を策定し、その水産業分野の復興計画である「宮城県水産業復興プラン」を同月に策定しました。

平成23年度は、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県水産業復興プラン」に基づき、本県水産業の復興と更なる発展に向けて、施策を展開しました。

宮城県水産業復興プランの概要

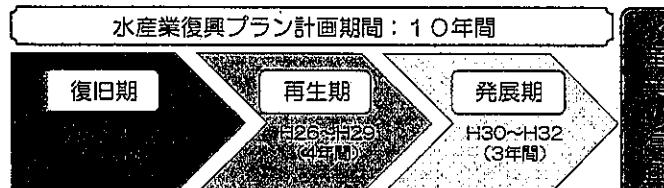
基本的な考え方：本プランでは、早急に復旧を遂げ、震災前以上に発展することができるよう、単なる原形復旧ではなく「新たな水産業の創造」として、新たな考え方や取組を積極的に取り入れ、復興の担い手である個人・民間事業者・地方自治体及び国が総力を結集し、本県水産業を抜本的に再構築することを目指している。

計画期間：10年間。

「復旧期」（H23～25）：被災者支援を中心に生活支援や生産基盤、経営基盤の復旧を図る。

「再生期」（H26～29）：水産業集積拠点や漁港整備の本格化、経営の安定化・効率化を図る。

「発展期」（H30～32）：水産都市・漁港地域全体の活性化、競争力と魅力ある水産業の実現を図る。



復興のポイント：本県水産業の復旧・復興に係る取組については、次の5つの主要な施策を展開する。

①水産業の早期再開に向けた取組

→瓦礫の撤去、海洋環境調査、漁船・漁具への支援、養殖種苗・資材への支援等。

②水産業集積地域、漁業拠点の集約再編

→県内142漁港の位置づけと役割の整理、県全体の漁港機能の住み分けの推進。

③新しい経営形態の導入

→漁業種類毎の経営モデルの検討、法人化等の新たな経営形態導入ための支援等。

④競争力と魅力ある水産業の形成

→ブランド化、産官学の連携強化、6次産業化の推進、輸出拡大等。

⑤安全・安心な生産・供給体制の整備

→放射性物質に関する、検査体制の整備、県民の不安解消、風評被害の防止、浄化施設や鮮度保持施設の導入による衛生管理の高度化等。